

パブリックコメント: 提出内容の確認

意見の入力

内容の確認

提出完了

 注意事項

- ・意見提出締切日を過ぎた場合は、意見を提出できませんので、ご注意ください。
- ・ブラウザの「戻る」ボタンはご使用になれません。画面下部に「戻る」ボタンがありますので、こちらのボタンをご使用ください。

案件番号	240000003
案件名	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(案)」(本文、別添及び別冊による構成)に関する意見募集について
所管府省・部局名等	特定個人情報保護委員会事務局総務課 03-6441-3693
意見・情報受付開始日	2014年10月10日
意見・情報受付締切日	2014年11月09日  本日意見提出の締切日です。受付の締切時間にご確認ください。 受付の締切時間については意見公募要領等をご参照ください。
郵便番号	151-0051
住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
氏名	全国青年税理士連盟
連絡先電話番号	03-3354-4162
連絡先メールアドレス	zensei@khaki.plala.or.jp

提出意見	<p>(該当箇所) 第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置 (3) 罰則の強化 本文の11~12ページ 表 (御意見) 番号法においては、罰則を新設する等罰則が強化されており、その罰則内容には差異がみられる。それぞれの行為による差異の基準が不明確であるため、明確にすべきである。 (理由) 番号法においては、個人情報保護法の類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得したときの罰則を新設する等罰則が強化されている。その罰則は、行為により差異を設けているが、同種法律における類似既定の罰則にタダ上限を引き上げただけのように見える。何故このような差異を設けたのか、その基準が不明確であるため、その基準を明確にする必要がある。</p> <p>(該当箇所) (別添)特定個人情報に関する安全管理措置 2 講ずべき安全管理措置の内容 別添の50~57ページ (御意見) 安全管理措置を講ずる必要があるが、事業者にも多くの負担を負わずべきではない。このように多くの負担を負わせなければ安全が保たれないシステムなのであれば、システムとして問題であるため、システムを再構築すべきである。 (理由) 個人情報保護法が適用の対象を一定の範囲の者に限定しているのに対し、番号法は全ての事業者を適用の対象としている。中小規模事業者については、事務で取り扱う個人番号の数量が少なく、また、特定個人情報等を取り扱う従業者が限定的であること等から、特例的な対応方法を示している。しかし、委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者は中小規模事業者から除かれている。A 基本方針の策定 B 取扱規</p>
------	--

程等の策定 C 組織的安全管理措置 D 人的安全管理措置 E 物理的安全管理措置 F 技術的安全管理措置 と多くの安全管理措置を講じなければならない事業者の負担は大きく、これだけの安全管理措置を講じなければ安全が保たれないのであればシステムとして問題があるため、事業者の負担を極力少なくして済むようなシステムを再構築する必要がある。そうしなければ多額のコストをかける意味がない。

■ 画像認証

いたずらによる機械的な意見提出を防ぐため、画像認証を行います。
提出内容に問題のないことを確認のうえ、次の画像に表示されている数字を入力し「提出する」ボタンを押してください。

7 2 5 9 6 5 8 7

画像認証入力欄【半角数字】

提出する

戻る

ⓧ このページを閉じる

[このページの先頭へ](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.